（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第33条　（略）
第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第34条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）
【16．確認の特例】 法第35条第２項の規定による申出の有無　□有　　□無
（略）

（注意）

１．各面共通関係
①　（略）
②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
⑴・⑵　（略）
⑶　申請建築物　法第34条第３項に規定する申請建築物
⑷　他の建築物　法第34条第３項に規定する他の建築物
③　（略）
２．　（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第28条の４　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

（略）
【16．確認の特例】 法第30条第２項の規定による申出の有無　□有　　□無
（略）

（注意）

１．各面共通関係
①　（略）
②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
⑴・⑵　（略）
⑶　申請建築物　法第29条第３項に規定する申請建築物
⑷　他の建築物　法第29条第３項に規定する他の建築物
③　（略）
２．　（略）